

福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金申請等の流れ

手続き	内 容
① 事前相談	<p>申請に係る建築物が補助対象に該当するかどうかの判断や申請手続きの内容等の説明を行います。</p> <p>建築物の位置や用途，建築時期が分かる資料をご持参ください。</p> <p>〈補助対象となる建築物の基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内に，その区域の指定前からあるもの ・居室（居住，執務，作業，集会，娯楽などのために継続的に使用する室）を有するもの ・土砂災害に対する構造基準（建築基準法施行令（以下「政令」という。）第80条の3の規定。）を満足していないもの <p>〈工事業者を選ぶ際の注意点〉</p> <p>工事業者との契約（④）は，補助金交付決定通知（③）を受けた後でなければなりません。既に契約されたものは，補助の対象外となります。</p>
② 補助金交付申請	<p>福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して建築指導課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の所有者がわかるもの（登記事項証明書等） <input type="checkbox"/> 確認済証（確認申請が必要な場合） <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の建築年月日がわかるもの <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書又はその写し <input type="checkbox"/> 市税完納証明書（区分所有されている補助対象建築物にあつては，すべての区分所有者のもの） <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の管理を行う団体の土砂災害対策改修に係る総会の決議書の写し（区分所有されている場合） <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の付近見取図，配置図，各階平面図，立面図，断面図，現況外観写真等 <input type="checkbox"/> 補助対象建築物が政令第80条の3の規定に適合していないことが確認できる資料 <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修が政令第80条の3の規定に適合するものであることが確認できる図面 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの（委任状，支払相手方登録依頼書等）
③ 補助金交付決定通知の受領	<p>福山市より補助金の交付決定の可否について所定の書面で通知します。</p>
④ 工事契約・着手	<p>交付決定通知日以後に契約を行い，工事に着手してください。土砂災害対策改修に係る計画に変更があった場合は，変更承認申請書（様式第4号）の提出が必要になります。</p>
⑤ 完了の実績報告	<p>工事完了後30日以内（かつ申請年度の3月15日まで）に，福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業実績報告書（様式第7号）に次の書類を添付して建築指導課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修の工事中及び完了時の写真 <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修の実施に関する契約書の写し <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に要した費用の領収書の写し <input type="checkbox"/> 検査済証の写し（確認済証が交付された場合） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの <p>報告内容を審査し，適正の場合，福山市から補助金の額の確定を所定の書面により通知します。</p>
⑥ 補助金の請求	<p>補助金交付請求書（様式第9号）を建築指導課に提出してください。</p>
⑦ 補助金の振込み	<p>福山市から補助金が，指定の口座に振込まれます。</p>

問い合わせ先

福山市役所 建設局建築部建築指導課 建築相談窓口担当

☎ (084) 928-1103 ✉ kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp